

職場しんぶん

なかま

No. 179

2009年8月号

日本共産党マツダ委員会

〒7340022 広島市東區3-3-26
マツダ自由と民主主義会館
TEL 082-283-6423 FAX 082-284-4216
ホームページ http://www.enjoy.ne.jp/~fji
Eメール mjcpc@d09.enjoy.ne.jp

「なかま」 今月の紙

●総選挙特集 「ルールある経済社会」・「自主・自立の平和外交」

二つの改革を訴える日本共産党

松澤学 政経から

人間らしく働けるルールをつくり、安心して働き続けられる社会に

●元派遣社員・サポート社員を正社員に！（中刷り）

「声をあげてよかった」——大企業の雇用破壊に反撃：全国各地ですすむ是正指導



総選挙本番！後援会の工場前宣伝に労働者から声援が飛び(右は中原市議員)

自公政権退場の審判を下す「国民が主人公」の新しい日本を！

「建設的野党」がのびてこそ国民のための政治が実現できます

二年前の夏、参議院選挙で自公政権が歴史的な大敗北の審判を受けて以来ふたたび国民の審判をくだすときがやってきました。今度の総選挙は自公政権にきっぱりと退場を求めるとともに、自公政治に代わる新しい政治のあり方、日本の進路を選択する歴史的な選挙です。参院選後も国民の信任を得ることなく、安倍・福田・麻生と続いてきた自公政権のもとで、「使い捨て自由」の不安定雇用をひろげ、社会

会保障費抑制で医療・介護・年金を深刻な危機に陥れ、庶民には巨額の負担増を押し付けながら大資産家・大企業にゆきすぎた減税をおこなう——異常な財界・大企業中心の政治が、社会全体に弱肉強食、貧困と格差を広げてきました。また、異常な「日米軍事同盟絶対」の政治が、変化する世界の現実に対応できず、深刻なゆきづまりをあらわにしています。

いま日本の政治は大転換を期を迎えつつあります。その最初の一大政治戦にあたり、日本共産党は、新しい日本の進むべき道——「ルールある経済社会」を築き「自主・自立の平和外交」への転換を実現することを旗印に掲げ、「建設的野党」として政治の根本的転換に向けて国民的な合意をつくりあげるために全力をつくします。

今月の「なかま」では、働く仲間のための総選挙政策を紹介します。

日本共産党の基本政策①——財界・大企業中心の政治をただし、

くらしと権利をまもる「ルールある経済社会を築きます」から抜粋

1. 人間らしく働けるルールをつくり、安心して働き続けられる社会に

雇用情勢は悪化の一途をたどり、厚生労働省の調査でも、昨年十月から今年九月までに失職する非正規労働者は二十二万三千人にのぼり、リストラの波は正社員にも広がっています。自動車、電機などの大手製造業20社だけで、この半年間に八万七千人の従業員を削減する（共同通信の集計）など、日本有数の大企業が先頭にたつて雇用破壊をすすめています。

こうした大企業の行動を後押ししたのが、労働者派遣法や労働基準法などの相次ぐ「規制緩和」です。労働者派遣の原則自由化を決めた一九九九年の派遣法改悪に日本共産党以外すべての政党が賛成するなど、「使い捨て」の働かせ方を広げた政治の責任は重大です。

大企業は「赤字経営」とはいっても、内部留保が全体で二三〇兆円にのぼり、製造業大企業だけでも、この五年間に九十五兆円から百二十兆円へと二十五兆円も増大させています。財界や大企業は、「雇用には使えない」といいながら、内部留保を

取り崩して株主への配当をしており、雇用を維持する体力は十分あります。

雇用破壊は、内需の柱である個人消費、家計に大きな打撃となり、さらに景気全体が悪化するという悪循環を引き起こしています。雇用を守り、人間らしい労働のルールをつくり、雇用政策に大きく転換することは、経済と産業のまともな成長と日本社会の安定のためにも、避けて通れません。

(1) 大企業に雇用への社会的責任を果たさせ、無法な「非正規切り」やリストラ、雇用破壊をやめさせます

「非正規切り」の多くは、偽装請負、偽装派遣、契約途中の解雇、派遣期間違反など、現行法でも違法・脱法行為のものでおこなわれています。不当に解雇された労働者が全国で、労働組合をつくり、たたかいに立ち上がっています。

違法行為を告発し、正規雇用を求める申告が広がり、マツダや東芝のグループ会社などに、労働局からは

正指導も行われています。裁判でも、いすゞの「非正規切り」が違法行為であると断罪されています。日本共産党は、労働者をはげまし、連帯して、雇用をまもるために全力をあげます。

●監督・勧告・指導などあらゆる手段で雇用をまもる労働行政に……現行の労働者派遣法でも、偽装請負などの期間を含め3年以上派遣労働者を受け入れていた企業には直接雇用をする義務があります。本来なら、派遣先企業に直接雇用されるべき多くの派遣労働者が「派遣切り」されています。政府が、違法・脱法の「派遣切り」「非正規切り」をやめさせれば、多くの労働者の生活と雇用をまもることができます。そのため労働者の申告、相談に親身になって対応できるよう労働局の体制強化も必要です。

日本共産党は、国会でも、日本経団連の代表や雇用破壊を進めている大企業の経営者を参考人として招致するなど、国政調査権を発動し、機敏に対応することを求めています。

●人権さえも踏みにじる退職強要や強支配転など乱暴なリストラをやめさせる……大量解雇の波は正社員にも及び始めています。無理やり「自主退職」に追い込むための「パワーハラスメント」や強制配転なども違法

行為です。判例として確立し、労働契約法にもその趣旨が反映されている「整理解雇4要件」(一)解雇をしなければ企業の維持・存続ができないほどの必要性、(二)解雇回避の努力、(三)対象となる労働者の人選が合理的、(四)労働者に対する十分な説明をして納得を得る努力)を厳格に守らせていきます。

(2) 失業者への生活援助を抜本的に強化します

日本は、先進国のなかでももっとも失業者に冷たい国になっています。国際労働機関(ILO)によれば、日本は失業給付を受けていない失業者の割合が七十七%にものぼっており、ドイツやフランスの十%台と比べてもあまりにも異常です。雇用保険の特別会計に溜め込まれている六兆円もの積立金を有効に活用するならば、もっと大規模に、もっときめ細やかに、失業者への生活支援をすすめることができます。

●雇用保険を抜本的に拡充する……二〇〇九年の雇用保険法の「改正」では、雇用保険から排除されている失業者一〇〇八万人のうち適用対象になるのは一四八万人にすぎません。雇用保険の拡充は、「失業給付が切れる」から劣悪な労働条件でも就職せざるを得ないという状況を改善し、(3面に続く)

「働く貧困層」をなくしていくうえでも重要です。失業給付期間を、現在の九〇/三三〇日から一八〇/五四〇日程度までに延長する、給付水準の引き上げ、受給資格の取得に要する加入期間の短縮、退職理由による失業給付の差別をなくし、受給開始時の三カ月の待機期間をなくするなど拡充します。

●失業給付を受けられない失業者などへの支援をすすめる……政府がつくった失業者への生活援助制度は、「住宅喪失者」とか「職業訓練」などの条件をつけたうえに、三年という期限付きです。生活援助を、生活に困窮しているすべての失業者を対象にするように抜本的に拡充するとともに、恒久的な生活扶助制度として確立します。

(3) 新しい雇用の創出と再就職支援にとりくみます

●介護、医療、保育など社会保障を充実させ、新しい雇用をつくる……社会保障分野は、「雇用誘発効果」が「介護」が全産業中一位で、「社会福祉」三位など、国がまともに取り組めば大きな雇用が生まれます。しかし、「派遣切り」で仕事を失った人の就労の場として介護が注目されても、政府の社会保障削減、介護報酬の引き下げによって、労働条件が非常に劣悪になっているために、新

規雇用創出どころか、離職と介護現場の人手不足が深刻化しています。医療や保育なども含めて、国の社会保障政策を削減から拡充に転換してこそ、新しい雇用も創出できます。とくに劣悪になっている介護と障害者福祉の労働者の賃金を月三万円以上引き上げるために特別の公費投入をおこないます。

●自然エネルギーをはじめ環境での雇用創出をすすめる……地球温暖化などの環境問題に真剣に取り組む政策に転換し、自然エネルギーなどの分野で新規雇用を創出します。自然エネルギー導入の先進国であるドイツでの実績にてらせば、日本でも、年間約六万人の雇用を増やし、二〇三〇年には約七十万万人の雇用を擁する産業に発展させることも可能です。

●職業訓練を充実・強化し、新しい分野の仕事に就けるようにする……日本は失業者の生活支援も貧弱ですが、再就職支援の対策費も、ドイツ、フランスなどの五分の程度です。公立の職業訓練校が削減されたこともあって、公共職業訓練、民間委託の訓練ともに二倍近い倍率になっています。希望するすべての失業者に職業訓練の機会を提供できるようにするとともに、技術や技能、資格を取ることができるように職業訓練を充実することや相談体制の整備など再就職支援を強化します。

(4) 労働者派遣法の抜本改正をはじめ、雇用の安定と労働者の権利をまもる労働法制に

派遣労働を臨時的・一時的な業務に限定し、常用雇用の代替にはならないことを明記するとともに、もっとも不安定な働かせ方となっている登録型派遣を原則禁止し、専門業務にきびしく限定します。製造業への派遣を禁止します。派遣期間違反、偽装請負など違法行為があった場合には派遣先企業が直接雇用していたとみなす「みなし雇用」の導入など、労働者派遣法を派遣労働者の雇用と権利をまもる派遣労働者保護法に抜本改正します。数ヶ月単位の雇用契約を繰り返す「細切れ雇用」をなくすために、期限の定めのある雇用契約を合理的な理由のある場合に限定するなど、非正規労働者の雇用と権利を守ります。「同一価値労働同一賃金」の原則に基づいた均等待遇の法制化をすすめます。

(5) 長時間・過密労働を是正し、過労死を根絶します

失業者が増える一方で、過労死基準を超えるような長時間労働がまかり通っています。「サービス残業」を根絶するとともに、残業の上限を法律で制限し、残業代の割増率を五十%に引き上げるなど、過労死や

「心の病」を広げている長時間労働を是正します。「一人で二人分働かせる」ような長時間労働を是正することは、新規雇用を創出することにもつながります。

(6) 最低賃金の引き上げ、公契約法(条例)などで「働く貧困層」をなくします

全国最低賃金制度を確立し、当面、最低賃金を時給千円以上に引き上げ、くらしと地域経済の底上げをはかります。そのために、中小・零細企業には雇用保険財政なども活用して必要な賃金助成を行います。

国や自治体などが事業の外部委託を発注する際に、低賃金を押しつけるために生まれている「官製ワーキング・プア」を是正します。発注する公的機関と受託する事業者の間で結ばれる契約(公契約)に、生活できる賃金など人間らしく働くことのできる労働条件を定めるようにし、そのための法律や条例を定めます。



インターネット

暮らしをまもる知恵と日本の政治の最新情報がわかる

日本共産党のホームページ

アドレス <http://www.jcp.or.jp>

ご自宅のパソコンで日本共産党のホームページから、◎志位委員長演説会訴え、◎「マツダは職安法違反」小池議員に厚労相答弁「直接雇用勧めた」、◎人間らしい働き方を 雇用問題と日本共産党——派遣切りを許さず、雇用をまもるたたかいの力になるビデオなどを動画で見ることができます。



中林よし子

ホームページ

<http://chugoku.jcp-web.net>



藤本さとし

ホームページ

<http://homepage3.nifty.com/sfujimoto/>

さとし
の
かけある記



● 今注目動画サイト
JCPムービー
You Tube、ニコニコ動画、ザ・選挙、Yahoo!の日本共産党の動画にリンク



JCPムービー 人間らしい働き方を 雇用問題と日本共産党
派遣切りを許さず、雇用をまもるたたかいの力になるビデオです

- 昨年3回にわたって雇用問題を取り上げた志位委員長の質問
- 派遣労働を原則自由化したときの市議員の反対討論 (1999年)
- 「大企業も赤字だから」「内部留保を使うのは難しいのでは」などの疑問にもこたえています。

(17分、2009.3.6)

マツダではたらく仲間の
Web版・職場ニュース

日本共産党マツダ委員会のホームページ

アドレス <http://ww4.enjoy.ne.jp/~fji>

(〒734-0022) 日本共産党マツダ委員会 広島市南区東雲3-1-26 マツダ自由と民主主義会館 (TEL082-2831642 FAX082-28414216)



国会質問に使用したパネルを提示して国会内でのたたかいを報告するに比そうへい参議議員

大企業の無法一掃へ！ 雇用破壊に反撃！

たたかいはこれから！

「派遣切り」に立ちむかう全国のたたかい 声あげてよかった！——数十件を超える是正指導、たたかいが動かし



予算委員会でもマツダ問題を追及する志位委員長

(前ページから続く)

いずれも労働局が是正指導と雇用確保の助言を行い、これを方に労働組合が運動を広げ団体交渉などで実現したものです。

京都府八幡市では、上下水連(一)み収集業務の派遣労働者十九人が五月から直接雇用になりました。日本共産党市議団が議会で取り上げ、京都労働局が是正指導を行っていたのです。

申告と交渉を力に

ことし7月、西田さんは派遣元から「4月で解雇する」と告げられました。「名古屋北部青年ユニオン」のブログを見て、同ユニオンのサポーター、石田進さん(36)に相談しました。違法な業務偽装期間を含めて、ことし4月までの派遣期間は三年五ヵ月になり、労働者派遣法で派遣元の会社に直接雇用を申し出る義務が生じていました。西田さんは3月中旬、愛知労働局に直接雇用を求めて申告。会社に指

労組加入・結成広げ

派遣や期間工など非正規雇用の労働者が労働組合に加入して立ち上がる動きが引き続き広がっています。その多くは、違法に働かされたうえに解雇や雇止めにあい、日本共産党や全労連加盟の労働組合などに相談したのがきっかけになっています。トヨタ関連、キヤノン、ダイハツ、NTなど大企業で働く非正規の労働者が含まれています。

長浜キヤノン(滋賀県長浜市)は5月18日、期間社員が議員一般労働組合(滋賀労働連傘下)に加入し、長浜キヤノン期間社員支部を結成しました。最長一年一ヵ月という短期の契約を、かえす不安定な生活では「人生設計が立たない」と立ち上がったのも、正社員化を生活できる賃金を求めています。

NT西日本、関西九人が、売り上げノルマを達しない解雇するのは違法だと訴え、通信産労働組合に加入。5月12日、契約社員の分会結成を発表しました。契約社員は五月(一)に雇用契約が更新され、この間に四十件の商品契約がとれ、一週間にわたる商品といえます。ノルマを課し競わせず、達成できなかったら簡単に「生きがいの使い捨て」で反対し、「生きがいのある仕事をしたい」と立上げました。

NT東日本のグループ会社でも北海道労働者が、専門窓を装って期間制限を超えて働かされていたとして7月4日、是正指導を行っていました。

この問題で日本共産党は、志位和夫委員長が4月に舛添一厚労相に「直接雇用、速やかな解決を」と申し入れ、放置されていく具体的な事例を示し、労働者の願いに応えて迅速な対応をとるよう求めていました。

申告と交渉を力に

指導・助言、報告をするよう労働局に求めました。労働局は、週間後、会社に直接雇用を「指導、助言」。派遣元は解雇を撤回し、賃金も保障することを約束しました。しかし、派遣先の東芝関連会社は、直接雇用の約束をしませんでした。ユニオンは、ブログで会社の姿勢を告発しました。日本共産党の仁比徳厚参院議員は5月21日の参院予算委員会でも業務偽装を批判、「申告者を見殺しにして

労組加入・結成広げ

自動車部品メーカーTRIMメタックスの「派遣切り」とたたかう「MIU愛知支部」と名古屋北部青年ユニオン(全労連、全国一般労働組合愛知地方本部加盟)が、労働局申告と団体交渉で直接雇用を勝ち取りました。

「ずっと、ここで働くつもりだった」という柴井善彦さん(47)は「MIU組合員」は、四年七月より派遣で働かれました。三年以上派遣で働けば、会社には直接雇用申し込みの義務があると知り、(このやうに)と怒りがあつきました。労働局に期間限定反対を申告し、雇止め撤回を求める期間社員と一緒に団体交渉を運動を広げてきました。

直接雇用は、六ヵ月更新の一年契約ですが、団体交渉で社長は「生産量があれば、切替はできない」と約束しました。これを足がかりに自ら正社員化を求めています。

北部青年ユニオンの成瀬豪彦さん(27)は派遣期間一年ですが、二重派遣を告発し、直接雇用されることになりました。父を亡くしてから寮付き派遣で働き始め、二〇〇八年からメゾックスで働き始めました。登録した派遣会社と違う派遣先に雇用されたことになり、寮費が七五〇〇円も水増し請求されるなど搾り取られる毎日。

このように、日本共産党が国会や地方議会で問題をとりあげ、これを受けた労働局が是正指導を行うケースが相次いでいます。



「いいの」と国に迫りました。舛添厚労相は、「指導に従わなければ、企業名の公表を含めて厳正に対処すべきである」と答弁しました。東芝の関連会社は6月半ば、西田さんを期間の定めのない雇用契約(正社員)として雇用することを表明しました。西田さんが語りよす。「正社員に負わずに派遣労働者として一生懸命仕事をしてきました。正社員になつてうれい。不安もありますが、今以上に頑張りたい」

「派遣切り」の不安が募るなか、日本共産党のホームページに「派遣切り」のとれたたいを報じました。北野赤旗(記事見つけて購読申し込み、むさぼるように読みました)。党名古屋北西地区委員の紹介で、北部青年ユニオンに加入。労働局に申告し、派遣元との団体交渉では、寮費などの水増し請求分の返金を約束させました。現在、ほかの組合員の団交にも出陣しています。「みんなが頑張らなければ、ぼくもたたかえた。今度こそはみなを支え、雇用破壊に歯止めをかけた」

昨年末の「派遣切り」一期間工切りに反対してはじまった非正規労働者の労働組合結成・加入は、三六〇組織、五千人を超えて広がっています。またこうした動きは、退職強要や賃下げなど攻撃をうけている正社員のなかにも広がって、二百を超える企業・事業所で労働組合がつくられ、五千人を超える労働者が加入しています。(しんぶん赤旗調)



マツダに対して派遣切りされた労働者の正規雇用の申し入れをおこなう広島県労連と広島地域労連総連の代表(7月3日)(次ページに続く)

裁判闘争でも前進

裁判でも前進が生まれています。

いすゞ自動車から契約途中で解雇された有期の期間労働者が起こした訴訟で、宇都宮地裁支部は5月12日、「契約途中の解雇も休業も違法」とする仮処分決定を出しました。

労働者のたたかいに押されて厚生労働省も「派遣切り防止」通達を出していますが、契約途中の解雇はもちろん休業も違法であることが判例で改めて明白になりました。

決定では、期間社員の中途解約について「労働契約法によって原則禁止され、雇用保障が厳格に課せられている」として違法性を強調しました。

貸金をカットする休業処分についても「高度の合理性」が必要だと指摘、いすゞは黒字経営で多額の利益剰余金があるとして「合理性を肯定することは到底困難」とのべ、労働者側の訴えを全面的に認めました。

減産減益を口実にした「非正規切り」がいかに違法・不当なものかを示すもので、大企業の横暴とたたかう労働者を励ますものです。

正社員切りでも、半導体装置製造「メイコー」と子会社から解雇された正社員五人が起こした裁判で甲府

地裁は6月22日、解雇回避努力が十分でなく解雇権乱用で無効とする仮処分決定を出しました。

不況を口実に人員削減を行う企業に対し解雇回避努力を求めており、社会的責任を問うものです。あらたな訴訟も続きます。

日本郵政グループ企業でも雇い止めされた派遣労働者が4カ月間だけ直接雇用にする形で期間制限を超えて働かされていたとして解雇撤回・直接雇用を求めて提訴。(6月22日)

三菱UFJ銀行に七年も派遣されていた女性が、専門業務を装って期間制限を超えて働かされていたとして正社員化などを求める訴訟を起しました。(6月22日)

マツダ防府工場で「派遣切り」された16人の労働者が正社員として雇用するよう求めて提訴した裁判では派遣と直接雇用を繰り返す脱法的手法で期間制限を超えて働かされており、「黙示の労働契約」が成立していると訴えています。全国のたたかいが広がるなか、マツダ裁判の動向が注目されています。

しんぶん赤旗

日曜版

紙面から(8月9日号11面)

マツダで派遣切りにあい、地域労組ひろしまに加盟してマツダの違法とたたかってきた元派遣労働者のAさんのコメントが「しんぶん赤旗(日曜版)」に載りました。(左記)マツダの本社工場・防府工場で働いていた元派遣労働者のたたかいは「派遣切り」にあった全国の労働者のたたかいを励ましています。また、いつもそばにいて働く者の声を聞き、大企業に申し入れを行い、国会できびしく追及する——「国民が主人公」のあたらしい日本をめざす日本共産党の活動が全国各地で労働者のいのちを守るたたかいを支えています。

ハケンの味方 共産党 困ったとき相談、即行動

昨年11月、派遣会社から、期間満了による雇い止めを告げられました。「派遣」と「期間工」を細切りに繰り返し繰り返す違法な雇用で、4年間マツダで働きました。いま、直接雇用を要求するため、マツダが団体交渉の席に着くよう求めています。「困ったときは共産党に電話すればいい」という友人の勧めで、電話帳で共産党広島県委員会を調べて電話しました。途方にくれているときに親身に話を聞いてもらえたことが何よりもうれしかった。企業にきちんとモノが言える政治にしてほしい。日本共産党は、大企業から一円もお金をもらっていないそうですね。こういう党が伸びて、国を動かせるほどの力になることを望んでいます。